

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年9月21日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2度に変更することを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、出生時の難産により、てんかん発作が19歳頃まであり、薬で発作を抑えているが副作用により、頸椎がずれている

と医者に言われ、骨ももろくなり、手がしびれ字が書けない。小さい時から両足が1日おき位につり、てんかん発作の為、判断力が鈍くなり、物忘れが大きくなり、体のバランスが悪く、この頃はドアなどに足の指をよくぶつける。

また、指先に力が入らないので、洋服のボタンを留めるのも苦手になり、時間がかかるようになった。左手も握力が落ちて茶碗も持ちづらくなった。母親に時々どなることもあり、独り言の回数が増えている。読み書きがほとんどできない。

以上のことから、手帳を3級から2級にしてほしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年4月17日	諮問
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）
平成29年7月25日	審議（第11回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図る

とともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上にあつては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センターの所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センターの所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が 3 度（中度）とされている。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実

施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センターの所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査を実施したが、検査実施前のインテーク時には「30円のおやつを1つ買って、100円出したらおつりはいくら？」との問いに「70」円と正答できていたにもかかわらず、知能検査時の同様の文章題に対しては、「〇〇ちゃん引き算できない」と回答せず、また、補助検査用紙には氏名を漢字で書くことができていたにもかかわらず、知能検査時には「字読めないし書けない」と言って取り組まないなど、インテーク時と検査時の様子に違いが見られ、検査時には実際能力を出していない可能性があったため、知能測定値の正確

な測定ができないと判断されたことから、「程度不明」と記載されている。

イ 「知的能力」については、テレビの表示（時刻等）をある程度理解でき、簡単な買い物は可能であるが、釣銭計算は不十分である。検査補助用紙に漢字で記名し、「山」、「水」程度の漢字は読め、繰り上がりのない加算も可能である一方、より複雑な「病気」、「危険」等の漢字は読めず、かけ算、わり算も困難であった。平成26年8月6日の愛の手帳判定時のIQは41であり、それ以降、知能が低下する要因も見当たらないことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる」に相当する「3度」と記載されている。

ウ 「職業能力」については、現在、就労継続支援事業A型の事業所において、支援員のサポートの下、パン作りの作業をしているが、請求人が「障害枠」、「時給300円」と陳述していることから、就労継続支援事業A型本来の就労形態である雇用契約に基づく就労ではなく、雇用契約を締結しないいわゆる「非雇用」による就労であると考えられ、また、医学的判定において、1回の教示で課題に取り組むことができたことから、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」に相当する「3度」と記載されている。

エ 「社会性」については、現在、就労継続支援事業A型の事業所において、支援員のサポートの下、パン作りの作業ができており、支援員の援助が得られる就労支援という限られた範囲での社会生活が可能であることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、1回で教示を覚えて理解し、それに合った対応と説明ができるなど、日常会話の面では4度に近い面もあるが、文字を通した意思疎通は困難であったことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に該当する「3度」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」については、痛風等による痛みやしびれを請求人が訴えるため、定期的な通院服薬やリハビリを行っている。てんかん発作は、服薬でコントロールできているが、定期的な通院、服薬について注意が必要であることから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」については、日常生活の中で興奮して大声を出すこと等が時にあり、配慮が必要であることから、「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」に相当する「3度」と記載されている。

ク 「基本的生活」については、行きつけの理髪店に通い、入浴排泄も自立しているなど、4度以上の面もある一方で、食事や危険認知については見守りが必要であることから、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」に相当する「3度」に相当すると記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち1項目が程度不明、7項目が「3度」に相当とされている。

そして、上記各項目の程度は、請求人に対する面接等及び保護者（母）への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全

体としておおむね「3度」程度のものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度知的発達症、てんかんを有する」と、心理学的所見欄には「CA53（検査態度より知能の正確な測定が不可能と判断）（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「今後の自立や就労の継続等のために個別的な支援を要する」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定3度（中度）であると判断するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)